

認知症初期集中支援チームの事業概要

検討委員会について

草津市認知症初期集中支援事業実施要綱第11条に基づき、医療・保険・福祉に携わる関係者等から構成される検討委員会を設置する。認知症の早期診断および早期対応に向けた支援体制の構築に資するため、チームの活動状況や認知症支援における関係機関との連携に関することについて検討を行うものとする。

事業目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置するとともに、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

⇒チームが集中的に介入し、本人や家族に寄り添い、個々に応じた適切なケアや支援につなぐ

事業概要

医療・介護の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」が認知症（疑いを含む）の高齢者や家族を訪問し、認知機能や身体症状、生活状況の確認を行い、チーム員会議でのアセスメント結果に基づき、必要な医療や介護の導入・調整等の支援を行う。

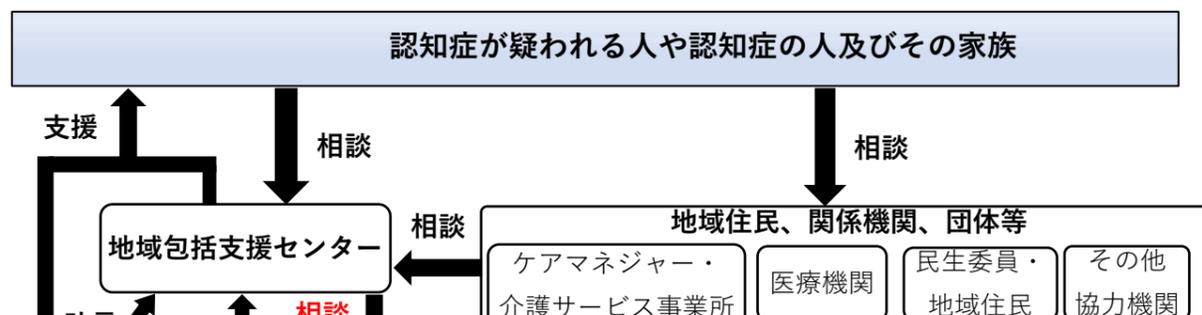
【支援対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で、以下①、②いずれかに該当する者

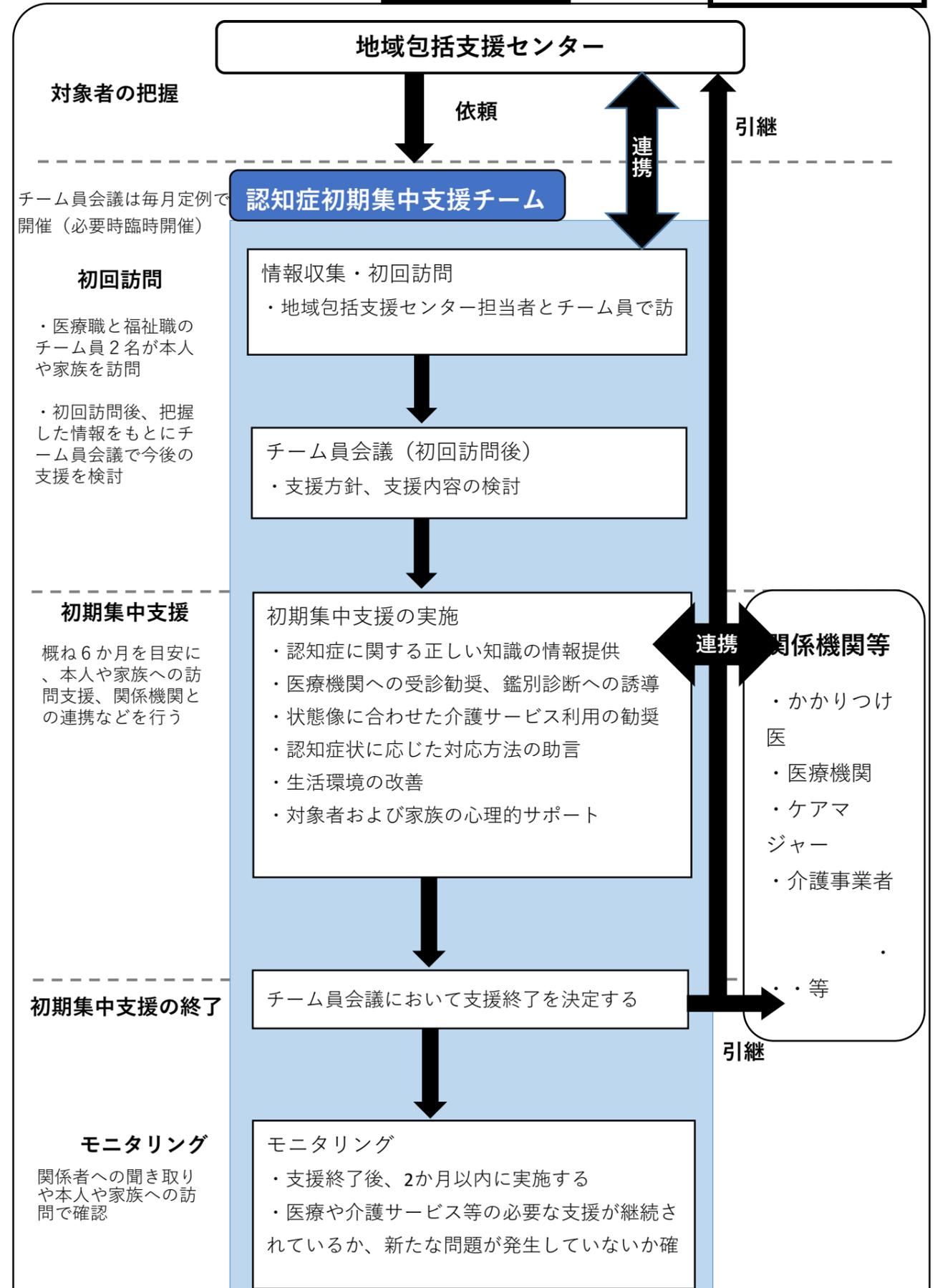
①医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者

- (1) 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
- (2) 継続的な医療サービスを受けていない者
- (3) 適切な介護サービスに結びついていない者
- (4) 介護サービスが中断している者

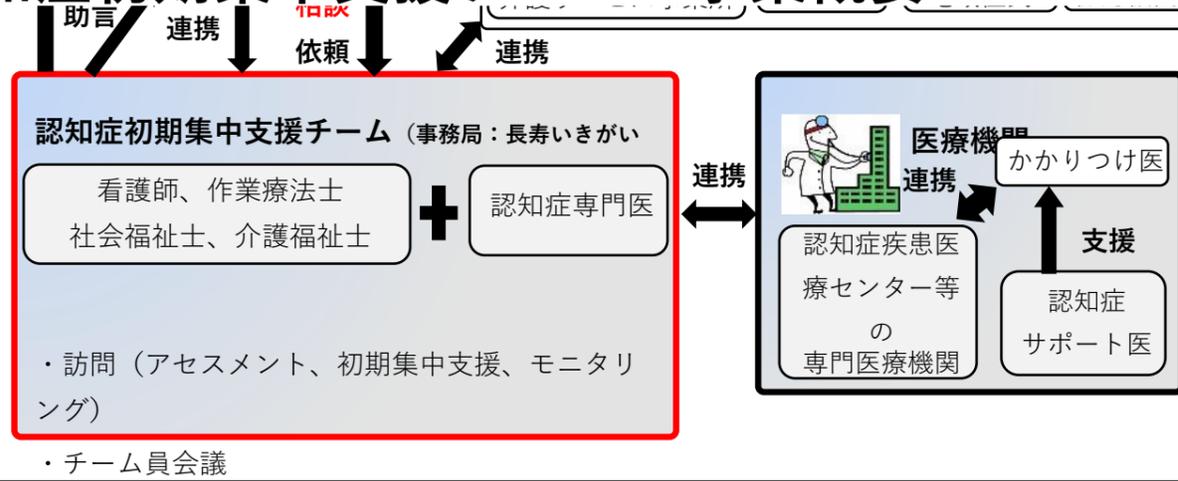
②医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している



業務の流れ



認知症初期集中支援チームの事業概要



【H30年度からの変更点】

- ・地域包括からチームへ相談がつながるよう、チームへの支援依頼だけでなく、事例相談ができるようチーム員会議を活用。
- ・地域包括からの相談件数増加や、チームの稼働増加への対応として、チーム員を5名から7名に増員。